

- 1 「最高人民法院の『中華人民共和國民法典』総則編の適用の若干問題に関する解釈」
- 2 「最高人民法院のネット消費紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」
- 3 「市场主体登記管理条例实施细则」

## 1 「最高人民法院の『中華人民共和國民法典』総則編の適用の若干問題に関する解釈」

最高人民法院は、2022年2月25日に「最高人民法院の『中華人民共和國民法典』総則編の適用の若干問題に関する解釈」（以下「本司法解釈」という。）を公布した。本司法解釈の狙いは、各審級の人民法院が適切に民事案件を審理するよう指導し、裁判の基準を統一し、民法典と旧法との整合性の問題や民法典の施行後に現れた具体的な法律適用問題などを解決することにある。本司法解釈は、計39条からなり、「一般規定」、「民事権利能力及び民事行為能力」、「監護」、「失踪の宣告及び死亡の宣告」、「民事法律行為」、「代理」、「民事責任」、「訴訟時効」、「付則」の9つの部分に分かれており、同年3月1日より施行された。主なポイントとしては、①民法典と他の民事法令との適用関係を明確にすること、②民事上の権利の濫用の認定要素及び濫用と認定された場合の法的効果を明確にすること、③監護制度に関する解釈を完備すること、④民事上の法律行為に関する解釈を完備すること、⑤代理制度を完備すること、⑥民事責任に関する解釈を完備すること、⑦訴訟時効制度を完備することが挙げられる。なお、最高人民法院は同日に、第1回目の「人民法院により民法典を徹底的に実施する典型的判例」として、未成年者の保護、居住権の保護、環境汚染等、多くの公衆が関心を寄せる話題に関わる計13件の判例を公表した。

URL：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-347221.html>

（最高人民法院2022年2月25日公布、2022年3月1日施行）

## 2 「最高人民法院のネット消費紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」

最高人民法院は、2022年3月2日に、「ネット消費紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」（以下「本規定」という）を公表し、本規定は、同月15日から施行される。本規定は、主にネット消費(Eコマース)契約における当事者の権利・義務、責任者の認定、ライブコマースにかかる民事責任、デリバリーサービスにかかる民事責任等についていくつか定めており、計20条からなっている。主な内容としては、①Eコマース経営者から提供された定型約款が無効であると認定すべきケースを明確にしたこと、②七日間無条件返品制度の整備、③Eコマースのプラットフォーム経営者が自社直営の商品販売やサービス提供業務を携わる場合に、自社

直営の商品やサービスについて販売者・提供者としての責任を負担すること、④プラットフォームにおけるEコマース経営者がオンラインショップや経営のアカウントを譲渡し、それを公開していない場合に、消費者が実際の経営者による損害の賠償について、登録名義上の経営者にも主張できること、⑤賞品、景品、買い換え商品等による損害についてEコマース経営者が賠償責任を負担すること、⑥Eコマース経営者が自ら行った法的賠償基準を上回る承諾については遵守すること、⑦架空注文、クリックファーム等の契約が無効であることを明確にすること、⑧プラットフォームの経営者がライブコマースにおけるその従業員による虚偽な宣伝により発生した消費者の損害について賠償責任を負担すること、⑨ライブ配信ルーム（中国語：直播间）の運営者が実際の販売者を表示し、且つ消費者が識別できる程度の表示義務を負うこと等が挙げられる。

URL：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-348031.html>

（最高人民法院2022年3月2日公布、2022年3月15日施行）

## 3 「市场主体登記管理条例实施细则」

昨年7月に公布され、2022年3月1日から施行される「市场主体登記管理条例」の具体的な実施のため、同じ2022年3月1日、国家市場監督管理総局は、「市场主体登記管理条例实施细则」（以下「本実施細則」という）を公布、施行し、同時に、従前の管理規範となっていた「企業法人登記管理条例施行細則」、「個人独資企業登記管理弁法」、「個人経営主登記管理弁法」等の5つの部門規則を廃止した。本実施細則は、「登記事項」、「登記規範」、「設立登記」、「変更登記」、「事業主の休業」、「抹消登記」、「取り消し登記」、「档案管理」等の12章計82条からなり、「市场主体登記管理条例」に基づき、特に主管部門の職責及び登記の管轄権限、登記事項及びその具体的な要求、登記手続及び所要資料、取り消し登記及び档案管理、監督管理及び法律責任の部分について詳細な規定を定め、明確にした。また、「市场主体登記管理条例」において新たに設けられた事業主の休業制度については、本実施細則では同条例の内容を踏まえて、更に、休業している事業主に対して、年次報告の実施義務と休業停止前の国家企業信用情報公開システムにおける公開義務を課し、違反した場合における罰則も定めている。

URL：[https://gkmlsamr.gov.cn/nsj/fgs/202203/t20220301\\_340074.html](https://gkmlsamr.gov.cn/nsj/fgs/202203/t20220301_340074.html)

（国家市場監督管理総局2022年3月1日公布・施行）

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。